

＊＊＊ 7月の休日診療 ＊＊＊

診療時間	内科・小児科（昼間） 午前9時～11時45分 午後1時～4時45分	内科・小児科（準夜） 午後5時～9時45分	歯科休日診療 午前9時～正午 午後1時～5時
4日 (日)	福生市保健センター 福生市福生2125-3 ☎552-0099	羽村市休日夜間急患センター(羽村市役所裏) 羽村市緑ヶ丘5-1-2 ☎555-9999	おくむら歯科クリニック 福生市牛浜118-1コートエレガントE2F ☎539-7775
11日 (日)	福生市保健センター	福生市保健センター	片岡歯科医院 福生市本町44 ☎551-0353
18日 (日)	福生市保健センター	福生市保健センター	三井田歯科医院 福生市本町7 ☎551-0479
19日 (祝)	福生市保健センター	長岡診療所 瑞穂町長岡1-13-3 ☎557-2637	河野歯科医院 福生市南田園3-2-38 ☎553-2829
25日 (日)	福生市保健センター	福生市保健センター	佐久間歯科福生分院 福生市東町3-10栄和ビル4F ☎553-2525

※医療機関が変更になる場合もあります。受診の際は保険証をご持参ください。

保健ガイド

保健センター
☎552-0061



7月の予防接種

※ポリオ生ワクチンと日本脳炎は、今期の最終日程です。

受付 午後1時15分～2時15分 場所 保健センター			
種別	期日	対象	備考
生ワクチン	予備日 21日(水)	3か月から7歳6か月未満の未接種者	春と秋に1回ずつ接種して完了(合計2回)。
日本脳炎	予備日 16日(金)	3歳から7歳6か月未満の未接種者	初回接種は1～4週間隔で2回接種し、翌年に追加接種(1回)で完了。
結核検診	クリベル 5日(月) B判定と C判定と Gと	平成16年2月16日～ 3月31日生まれ	ツベルクリンの2日後に判定。陰性の方にBCG接種(1回で完了)。対象年齢は3か月～4歳未満。

必要事項を記入した予診票と母子手帳を持参し、保護者同伴で。

※対象年齢で未接種の方は保健センターにご連絡を。 問合せ保健センター

◆健康相談	① 7月1日、8日、15日、22日 午前9時～11時	時30分～11時	日、29日の木曜日午前9時～11時	場所 市役所1階ロビー	相談員 保健師・栄養士
◆子育て教室(予約制)	② 7月22日(木)午後1時30分	時3時	7月23日(金)午後1時30分	場所 福祉センター	相談員 保健師・助産師・栄養士
◆離乳食教室(申込み不要)	③ 7月21日(水)午前9時30分	時30分	7月14日(水)午前10時～11時	場所 保健センター	対象 6か月児までの乳児
◆母親学級全4回です!	④ 7月1日、8日、15日、22日	時30分	7月1日、8日、15日、22日	場所 保健センター	内容 子育てのお話とお母さんの健康のことなどと相談
◆献血にご協力を	⑤ 6月22日(火)午前10時～午後1時、午後2時～3時30分	時1時	6月22日(火)午前10時～午後1時、午後2時～3時30分	場所 福生市役所前庭	対象 満16歳から64歳の方



献血にご協力を

の木曜日午後1時30分～3時30分
場所 保健センター
内容 妊娠中の健康管理や出産、新生児の保育など
申込み 保健センターへ。

※献血の際、免許証等で本人確認をさせていただくことがあります。
問合せ 東京西赤十字血液センター ☎529-0405

医師会だより

◆母子健康手帳を必ず持参。 ◆6、9か月児健診は受診票も必要です。	◆介護予防策の充実が挙げられています。 ◆介護予防の充実が挙げられています。 ◆介護予防策の充実が挙げられています。 ◆介護予防策の充実が挙げられています。
◆介護予防検査	◆介護予防検査
◆母子健康手帳を必ず持参。 ◆6、9か月児健診は受診票も必要です。	◆介護予防策の充実が挙げられています。 ◆介護予防の充実が挙げられています。 ◆介護予防策の充実が挙げられています。 ◆介護予防策の充実が挙げられています。
◆母子健康手帳を必ず持参。 ◆6、9か月児健診は受診票も必要です。	◆介護予防策の充実が挙げられています。 ◆介護予防の充実が挙げられています。 ◆介護予防策の充実が挙げられています。 ◆介護予防策の充実が挙げられています。
◆母子健康手帳を必ず持参。 ◆6、9か月児健診は受診票も必要です。	◆介護予防策の充実が挙げられています。 ◆介護予防の充実が挙げられています。 ◆介護予防策の充実が挙げられています。 ◆介護予防策の充実が挙げられています。

市民のひろば

※連絡は当事者間で行ってください。掲載希望の方は秘書広報課
広報係へ。

このように体力・知力・栄養・生活面の包摵的な充実を図るために、皆様自身が主役となり、個々の状態に応じた個別のプログラムを取り組めるような制度が取り組めます。	これが必要であると考えられるようになりました。具体的には日常生活機能の向上、足のトラブルの改善と転倒・骨折の防止、口腔ケアの充実と低栄養状態の脱却、痴呆症やうつ状態への配慮、尿失禁の予防や自力排泄の維持によるオムツ使用の予防等々があります。
地域で整備していく必要があります。	そのためには、これら要介護の状態に陥りやすいポイントを、いち早く発見するための「介護予防検査」の充実や、対処法としての筋力向上トレーニング事業、転倒・痴呆・失禁・低栄養予防等歩くための支援事業、教室、靴や補助装具の調整等歩くための支援事業、歯磨き励行や義歯調整等食べるための支援事業の展開に力を注ぐ必要があります。
地域で整備していく必要があります。	介護状態に陥りやすいポイントを、いち早く発見するための「介護予防検査」の充実や、対処法としての筋力向上トレーニング事業、転倒・痴呆・失禁・低栄養予防等歩くための支援事業、教室、靴や補助装具の調整等歩くための支援事業、歯磨き励行や義歯調整等食べるための支援事業の展開に力を注ぐ必要があります。
地域で整備していく必要があります。	介護状態に陥りやすいポイントを、いち早く発見するための「介護予防検査」の充実や、対処法としての筋力向上トレーニング事業、転倒・痴呆・失禁・低栄養予防等歩くための支援事業、教室、靴や補助装具の調整等歩くための支援事業、歯磨き励行や義歯調整等食べるための支援事業の展開に力を注ぐ必要があります。
地域で整備していく必要があります。	介護状態に陥りやすいポイントを、いち早く発見するための「介護予防検査」の充実や、対処法としての筋力向上トレーニング事業、転倒・痴呆・失禁・低栄養予防等歩くための支援事業、教室、靴や補助装具の調整等歩くための支援事業、歯磨き励行や義歯調整等食べるための支援事業の展開に力を注ぐ必要があります。

問合せ
0061

文責
玉木医師
552

